

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する 法律の一部を改正する法律案について(参考資料)

令和4年3月29日
自動車局

自動車事故対策の必要性

- 交通事故死者数は大幅に減少
- 介護を要する重度後遺障害者数は横ばい

- ① 被害者支援
- ② 事故防止

自動車事故対策勘定の積立金を財源に継続的に実施



現在の取り組み

被害者支援



遷延性意識障害者のケア
(療護施設の設置・運営)



在宅重度後遺障害者のケア
(介護料の支給・訪問支援)

事故防止



歩行者検知型衝突被害軽減ブレーキ

先進安全自動車の普及促進



自動車安全性能の評価・公表

求められている施策

被害者支援の充実

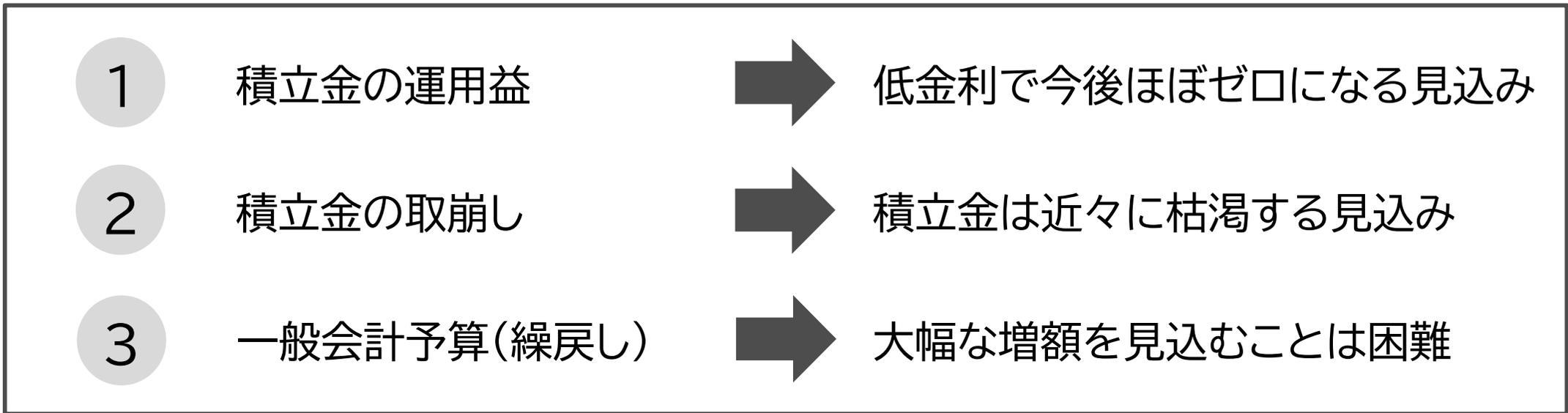
- 高齢の親が子を介護できなくなる「介護者なき後」対策
 - ・ 生活の場となるグループホーム等の設置・運営支援
 - ・ 手厚い介護体制構築のための支援
- 脊髄損傷者・高次脳機能障害者への支援

事故防止の充実

- 先進的な安全機能の普及促進
 - ・ 健康異常時の自動停止機能
 - ・ 事故発生時の自動緊急通報機能
 - ・ 出会い頭事故も回避できる機能
 - ・ 衝突しても、歩行者や相手車両の被害を小さくする機能

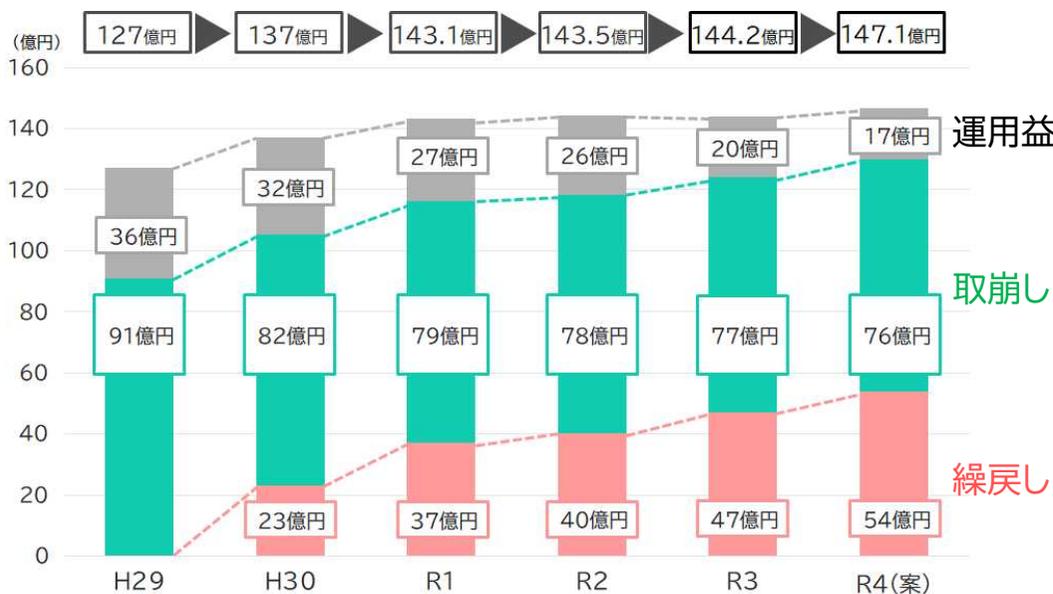


自動車事故対策勘定の財政事情

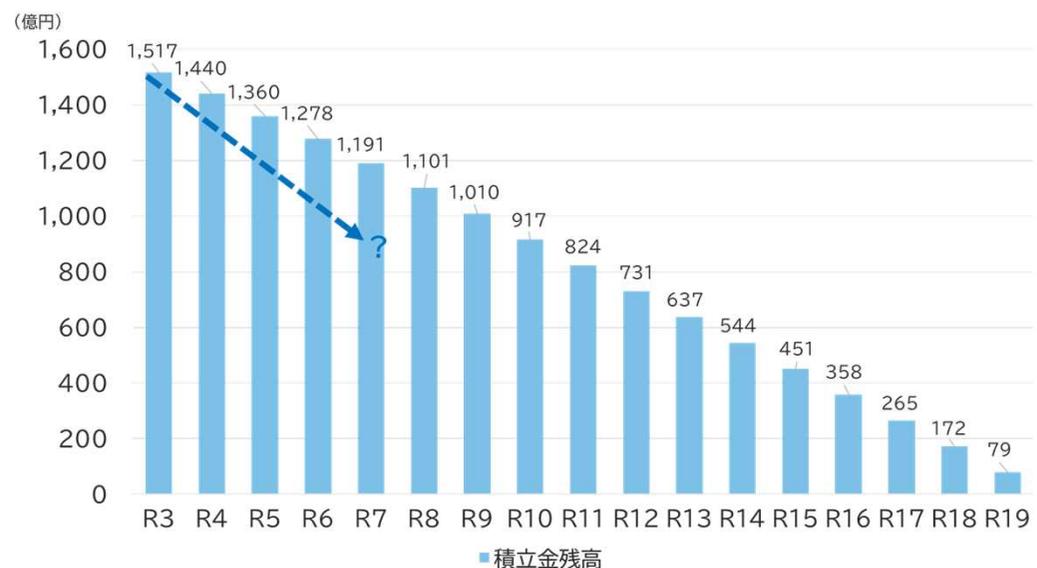


「被害者支援」・「事故防止」を持続的に実施できる仕組みへの転換が必要

● 自動車事故対策勘定 歳入の推移



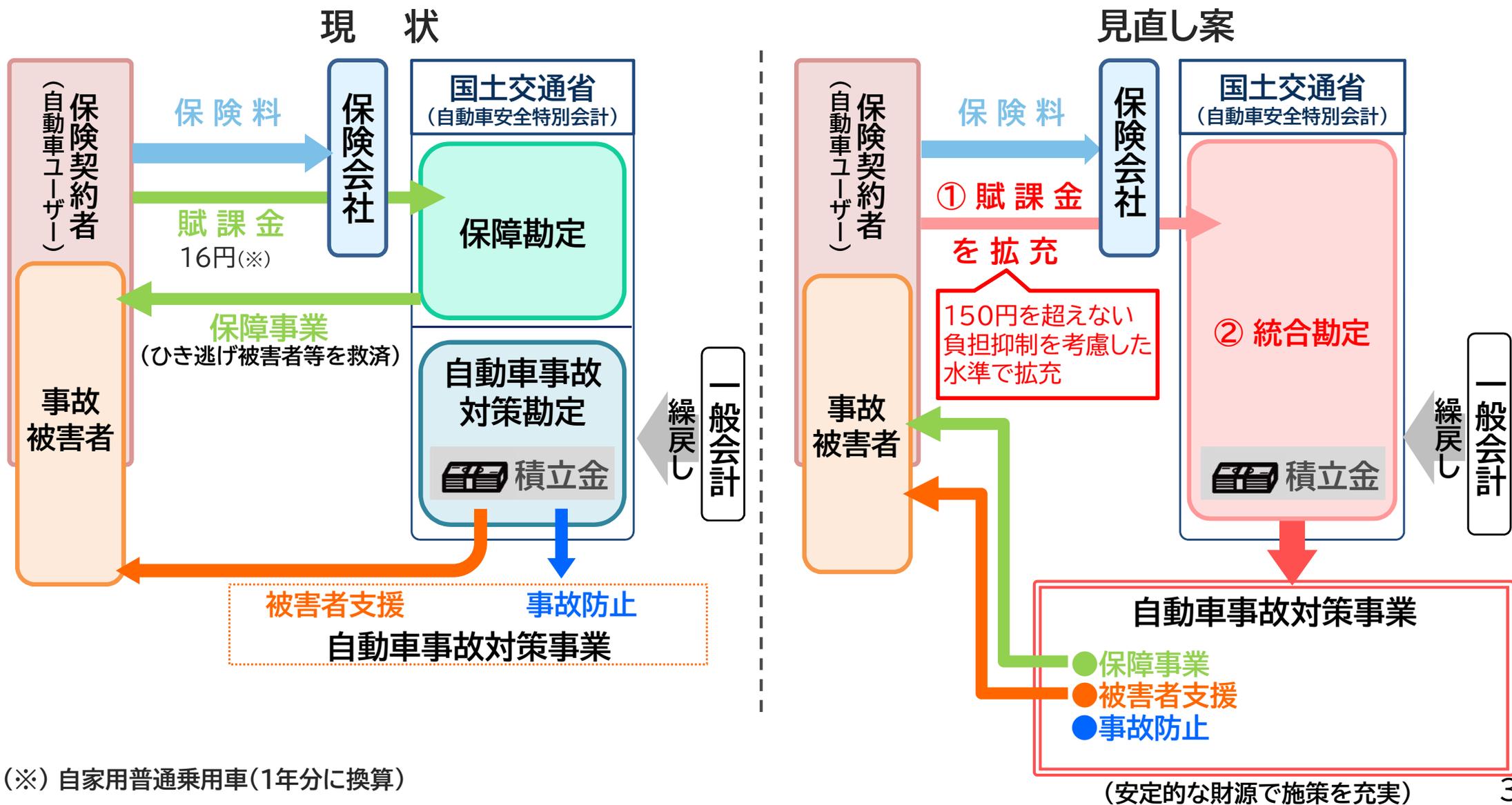
● 現在のペースで取り崩せば積立金は令和20年度に枯渇



制度見直し案の概要

概要

- ① 「被害者支援」・「事故防止」の持続的な財源を確保するため、**賦課金の額の充実**と**用途拡大**を図る。
- ② 保障勘定と自動車事故対策勘定を**1つの勘定に統合**し、業務の合理化を図る。





【自賠法】 被害者支援・事故防止の恒久化

現 行

改正後

本則

「恒久的」に実施（財源：賦課金）

- ① 保障事業（ひき逃げ等の被害者の損害填補等）

附則

「当分の間」実施（財源：有限の積立金）

- ② 被害者支援
- ③ 事故防止

自動車事故対策事業

本則

「恒久的」に実施
（財源：拡充した賦課金 + 有限の積立金）

- ① 保障事業
- ② 被害者保護増進等事業
 - (1) 被害者支援
 - (2) 事故防止

自動車事故対策事業

【特会法】 自動車安全特別会計における勘定の統合

○ 「保障勘定」・「自動車事故対策勘定」



「自動車事故対策勘定」に統合



「被害者やその家族が安心して生活できる社会」
「交通事故のない社会」

の実現